

協同農業普及事業の実施に関する方針(概要)

平成23年3月 愛媛県

はじめに

農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加、鳥獣被害の増大、農産物価格の低迷等に伴う農業所得の減少、消費者ニーズの多様化や産地間競争の激化など、本県農業における喫緊の課題に対応するため、22年4月に示された国の運営指針を踏まえ、本県における概ね5ヶ年の普及事業の方針を定める。

第1 普及指導活動の課題

認定農業者や集落営農組織等の地域農業を支える多様な担い手の確保育成による「生産構造改革」、従来の市場流通に加え、多様化する消費者ニーズに対応した新たな販売チャネルを構築し、収益の向上につなげる「流通販売改革」、栽培環境や立地条件に対応した高品質安定生産を目指す「生産性向上対策」を一体的に推進するため、以下の4項目を本県における普及活動の重点課題として取り組む。

多様な担い手の確保育成

< 他産業退職者や企業参入等を含む多様な担い手の就農支援、新規就農者の定着支援、農村女性の経営・社会参画の促進、農業大学校における実践的研修教育の推進 等 >

地域農業を支える組織の育成

< 集落営農の推進、地域農業支援体制の整備、鳥獣害・耕作放棄地対策、都市と農村の交流促進 等 >

認定農業者等の経営改善

< 地域を担う農業者・組織の経営改善、産地を支える生産者の所得向上、6次産業化の推進 等 >

生産・流通・販売の一体的推進

< 新品種・新技術の導入推進、農産物の高付加価値化、新たな販路の拡大、環境保全型農業の推進・食の安全確保対策 等 >

第2 普及指導員の配置

本県農業の振興方向や普及指導活動の重点課題を踏まえ、農業者の高度かつ多様なニーズや地域農業の課題に的確に対応できるよう、試験研究機関、農業者研修教育施設等との連携強化を図るとともに、組織・体制の役割分担を明確にし、地域や産地の特性に配慮して配置。普及指導員の計画的な養成及び確保に留意。

第3 普及指導員の資質向上

経験年数や専門項目に応じた国及び県段階における研修や調査研究活動等により、普及指導員の活動に要する知識や技術の水準を向上。
本県の重点課題にかかる知識・技術の習得を中心に、特に、農業者の所得向上につながる6次産業化の推進や経営の多角化にかかる指導力の向上に配慮。

第4 普及指導活動の方法

普及課題および指導対象を重点化する一方、地域の関係機関と適切に役割分担。
試験研究機関や農業大学校との一体的な取組、独法・大学等との積極的な連携、先進的な農業者、民間専門家との連携を強化。
補助事業等の行政施策の農業者等による活用を支援。
農業大学校における研修教育内容の充実強化。

第5 その他

全国的な課題に関係する都道府県間の連携強化。
林業・水産・商工等他産業の指導機関との連携に留意。